

# Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス タックス アラート

## FATCA財務省規則の公表

### Contents

- ▶ FFI登録について
- ▶ 拡大関連グループについて
- ▶ 遵守状況の証明について
- ▶ FATCAの対象となる金融機関 (Financial Institution) の定義について
- ▶ みなし遵守FFIについて
- ▶ 各種様式について
- ▶ QIの取扱いについて

2013年1月17日に、米国財務省並びにIRSは、外国口座税務コンプライアンス法(以下、FATCA)で規定する第1471条から第1474条(以下、チャプター4条項)に係る財務省規則(以下、最終規則)を公表しました。本最終規則は、2012年2月8日に公表された財務省規則案(以下、規則案)を最終化したもので、業界団体等関係者から明確化が求められていた項目や意見提言された項目を含む様々な点について対応したものと なっています。最終規則では、米国外に投資資産を有する米国人納税者に関する情報申告の改善を図ることを目指す一方で、リスクベースの考え方を取り入れ、みなし遵守のカテゴリーの追加や口座特定手続きの簡素化によりFATCAの対象となる金融機関の負担軽減が図られています。さらに、政府間協定(Intergovernmental Agreement)で定める各規定に整合させるために、規則案からの修正もなされています。

本邦金融機関は、今後締結されるモデル2 IGAに基づく日米政府間協定に従いFATCAを遵守することになります。今回ご案内する最終規則は、当該協定に明記されていない限り本邦金融機関にも適用され、FATCA対応において重要な規定となります。

本タックスアラートでは、最終規則の概要についてご案内させていただきます。

規則案からの主な修正ならびに追加項目は以下の通りです。

1. FATCAの源泉徴収の対象とならない適用除外債権(Grandfathered Obligation)の範囲について、2013年1月1日時点で発行されているものとされていたものが、2014年1月1日時点で発行されているものと修正されました。
2. 新規口座と既存口座の区分は、2014年1月1日で判定することになりました。
3. 既存口座を有する顧客が新規口座を開設する際に、一定の条件を満たす場合には、その新規口座をFATCA上既存口座として区分することが可能になりました。
4. FATCAで定める規定と既存の他の源泉徴収規定との調整に関する細則は、歳入手続き(Revenue Procedure)と呼ばれる通達により別途公表されます。
5. FATCA上の金融機関(Financial Institution、以下FI)の定義の範囲が変更されました。個人の資産管理会社などで他の金融機関に管理されていない投資会社は、FIIには該当しないことになりました。

6. みなし遵守FFI並びにFATCAの源泉徴収の対象とならない口座保有者(免除受益者)のカテゴリーが追加されました。
7. 各参加FFIに付与されるグローバル仲介者証明番号(Global Intermediary Identification Number、以下GIIN)が導入されます。
8. IRSが公表する非米国人であることを証する様式W-8の公式版ではなく、それに代替される日本語で作成された書式を使用することができるようになりました。
9. FFI登録は、2013年7月15日までに開始されます。
10. 新規口座に関して支払われる米国源泉FDAP所得に関して、口座開設時に適切な文書の提示がない場合や、米国人である口座名義人から個人情報保護法の解除の同意がない場合には、FFI並びに米国源泉徴収義務者による源泉徴収が2014年1月1日から義務付けられます。
11. 2017年1月1日より前に発生する外国パススルー支払い並びに資産の処分や売却による総受取額に対して、源泉徴収は義務付けられていません。なお、最終規則においても、外国パススルー支払いの定義は明確にされていません。

さらに、FFIによる年次報告は、以下の通り段階的に適用されます。

#### **2013年及び2014年分**

米国口座名義人の身元情報を2015年3月31日日期日の初回年次報告から報告

#### **2015年分**

米国口座に支払われる一定の所得情報を2016年3月31日日期日の年次報告から報告

#### **2016年分**

総受取額を含む上記すべての情報を2017年3月31日日期日の年次報告から報告

加えて、2015年と2016年については、不参加FFIに対して行われる一定の支払いを報告することが求められています。

以下に、個別項目の一部について解説させていただきます。

## **FFI登録について**

IRSへ登録を行うFFIは、2013年7月15日までに利用可能となる予定のオンラインウェブポータル(以下、FATCAポータル)から登録を行うことになる予定です。加えて、当該ポータルは、FFI契約、登録の維持管理、責任あるオフィサー(Responsible Officer、以下RO)によるFATCA遵守状況の証明にも利用される予定です。金融機関は、参加FFI、他のFFIを管理する事業体(Sponsoring Entity)、制限対象FFI(Limited FFI)、登録型みなし遵守FFI、モデル1参加国のFFIのいずれかのステータスをFATCAポータルから登録することができます。

IRSは、参加FFI並びに登録型みなし遵守FFIが記載されるIRS FFIリストを2013年12月2日に公表するとしています。本リストは以降毎月アップデートされる予定ですが、各金融機関が初回リストに記載されるためには、2013年10月25日までにFATCAポータル上で登録を完了する必要があります。

## **拡大関連グループについて**

原則、拡大関連グループのすべてのメンバーがFATCAに遵守しているとみなされるためには、各FFIが参加FFI又は登録型みなし遵守FFIであることが条件となっています。しかしながら、経過措置として、メンバーに所在地国の法令によりFATCAを遵守することができない支店やFFIが存在する場合には、政府間協定に別段の記載がない限り、2015年12月31日までグループ

内のすべてのFFIはFATCAを遵守しているものとして取り扱われます。経過措置の適用を受けるために、それらのFATCAを遵守できない支店やFFIは、そのステータスを登録、参加FFIと同様の口座特定手続きを実施、米国口座を閉鎖又は米国金融機関や他の参加FFIへ口座を移管する、など要件を満たすことが求められています。

## 遵守状況の証明について

最終規則では、IRSは、FFI契約不履行の場合に、参加FFIのステータスを終了させることができるとしています。参加FFIは、責任あるオフィサー(Responsible Officer、以下RO)を任命し、FFI契約の要件を充足することを保証するためのポリシー・手続き・プロセスを含むコンプライアンスプログラムを確立しなければならないとしています。参加FFI、報告するモデル1 FFI、米国金融機関は、グループにおけるコンプライアンスプログラム(Consolidated Compliance Program、以下、プログラム)を採用することができます。その場合、定期的な精査を行う参加FFI、報告するモデル1 FFI、あるいは、米国金融機関は、自らをコンプライアンスFFIとして認識し、他のFFIに代わり、そのプログラムを確立並びに維持し、対象とするFFIをFFI登録プロセスや

証明手続きの際に特定する必要があります。なお、プログラムでは、拡大関連グループのすべてのFFIを含めることは要求されておらず、任意にグループを作ることができます。ROはグループごとに任命することになります。

ROは、グループ内のFFIがFFI契約に遵守していることを、3年ごとに、内部統制が有効であることについて調査報告を行うことで、IRSに対し証明することが求められています。

さらにROは、既存口座の特定手続きに関して、口座保有者並びに受取人の特定と文書化要件を遵守していることを、FFI契約が有効となった日から2年経過した時点から60日以内に証明することが求められています。

## FATCAの対象となる金融機関(Financial Institution、以下FI)の定義について

最終規則では、FIの定義が明確化されています。例えば、預金の受入れを行っていることだけを理由にFIとして取り扱うのではなく、顧客に対する通常のビジネスとして継続的に銀行又は他の類似の事業を行っている等の条件を満たす必要があります。前文では、一定の送金業者や、担保又は保証金をリースや貸付等のためにのみ受け入れる者は、FIには該当しないとされています。さらに、拡大関連グループメンバーの株を直接又は

間接的に保有する金融グループの持株会社は、FIとして取り扱われます。最終規則では、投資事業体の定義が投資アドバイザー、不動産投資ファンド、信託会社によって管理されている信託などにどのように適用されるかについて、具体例が示されています。例えば、投資アドバイザーの場合、投資事業体としてFIに該当するとしています。

## みなし遵守FFIについて

最終規則では規則案からみなし遵守FFIのカテゴリーが追加され、規則案で認定型みなし遵守として記載されていた年金基金や非営利団体が、それぞれ免除受益者並びに免除NFFEに区分されることになりました。追加された登録型みなし遵守FFIは以下の通りです。

- ▶ 一定のクレジットカード発行会社(Qualified credit card issuers)
- ▶ 他のFFIが口座特定・源泉徴収・報告手続きを実施する投資事業体(Sponsored investment entities)
- ▶ 米国金融機関により口座特定・源泉徴収・報告の手続きが

実施される一定の米国外子会社(Sponsored controlled foreign corporations)

さらに、認定型みなし遵守FFIとして、以下が追加されています。

- ▶ 他の参加FFI等が口座特定・源泉徴収・報告手続きを実施し、20名以下の個人により投資されている一定の投資事業体(Sponsored, closely held investment vehicles)
- ▶ 2011年12月31日時点で存続し清算日があらかじめ定められている一定の集団投資事業体(Limited life debt investment entities)

## 各種様式について

チャプター4条項に基づく証明、年次報告、源泉徴収義務を履行する際に、FFI並びに源泉徴収義務者は、IRSが公表する各種様式を利用することになります。

IRSは、W-8(米国源泉徴収制度における非米国人としての身分を証明するために提出する様式)と呼ばれる様式を修正すると

しています。最終規則では、IRSが公表する様式ではなく、それに代替される書式の使用を認めています。ただし、代替書式には、公式様式に記載すべき項目と同等のものが含まれていなければなりません。

さらにIRSは、QIを含むFFIが年次報告や源泉徴収を行う際に使用する様式8966 (FATCA年次報告書)をまもなく公表するとしています。最終規則に規定される金融口座に関して、報告に必要なすべての情報を本様式で行うことになる予定です。

また、チャプター4条項に基づき源泉徴収の対象となる金額や不参加FFIへ支払われる一定の金額(Chapter 4 Reportable Amount)は、様式1042-S上で報告されることとなりますが、IRSは当該様式並びに様式1042の修正版をまもなく公表するとしています。

様式8966及び様式1042-Sは、電子申告ツールとともに2013年後半又は2014年初めに公表される予定です。

## QIの取扱いについて

QIステータスを維持又は取得するための条件として、2014年1月1日よりチャプター4条項の義務を履行することが求められます。既存のQI契約は、チャプター4条項の要件を盛り込むために修正される予定です。QI契約の修正に関しては、FATCAポータルが利用可能になる前にIRSが公表する歳入手続き(Revenue Procedure)上で規定されることとなります。既存のQI契約については、FATCAポータルから登録し、修正されたQI契約の遵守に合意することで契約内容が更新されます。

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡なくお問い合わせください。

## Contact

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

古川 武宏	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com
伊東 亜希子	マネージャー	+81 3 3506 2717	akiko.ito@jp.ey.com

### 新日本有限責任監査法人

丘本 正彦	パートナー	+81 3 3503 1057	okamoto-mshk@shinnihon.or.jp
窪寺 信	パートナー	+81 3 3503 1283	kubodera-mkt@shinnihon.or.jp
日比谷 三郎	シニアマネージャー	+81 3 3503 1885	hibiya-sbr@shinnihon.or.jp
碓井 誠人	シニアマネージャー	+81 3 3503 1088	usui-mkta@shinnihon.or.jp
渡邊 直子	マネージャー	+81 3 3503 1954	watanabe-nka@shinnihon.or.jp
板垣 尚仁	マネージャー	+81 3 3503 1954	itagaki-nht@shinnihon.or.jp

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

### IRS Circular 230に基づく免責事項

本文書中の情報は、その利用者が、いかなる税務当局により賦課される可能性がある罰則の回避並びに関連する取引についてマーケティングや推奨等を目的として使用することを意図したのではなく、また、かかる目的にも使用することはできません。

Ernst & Young

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション及びアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバルネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

### 新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点をもち、日本最大規模の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、[www.shinnihon.or.jp](http://www.shinnihon.or.jp)にて紹介しています。

©2013 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20130204-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。